

○寒川町公の施設の指定管理者選定に係る選定基準

平成17年9月27日

改正 平成28年9月27日

- 1 寒川町指定管理者選定委員会規則(平成28年寒川町規則18号)第6条の公の施設の指定管理者の候補者の選定基準を次のとおり定める。
- 2 審査の基本項目は、別表のとおりとし、各委員が、各項目ごとに以下の5段階評価により採点する。この場合において、選定の対象となる施設の設置目的等に応じ、委員会が必要と認めたときは、当該施設の指定管理者の候補者の選定に必要な項目(次項において「必要項目」という。)を加え、又は不要な項目を削ることができる。

5点	特に優れている
4点	やや優れている
3点	標準的である
2点	やや劣っている
1点	劣っている

- 3 委員会は、選定の対象となる施設の管理又は運営に関し特に重要と認める項目の点数を、前項の規定により採点した点数に2を乗じたものとすることができる。
- 4 前2項の規定により採点し、各委員の合計点が最も高かったものを指定管理者の候補者とする。

附 則

この基準は、平成17年9月27日から施行する。

附 則(平成28年9月27日)

この基準は、平成28年9月27日から施行する。

別表